

ID: 10

担当部署: 政策企画課

<b>処分の概要</b>	登録の取消し等		
<b>例規名 根拠条項</b>	大河原町デマンド型乗合タクシー運行条例施行規則 第3条		
<b>例規番号</b>	平成24年規則第5号		
<b>【基準】</b>			
第3条の規定による。 (登録の取消等)			
第3条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、又は利用を中止することができる。			
(1) 条例又はこの規則に違反したとき。			
(2) 虚偽の申請により登録したとき。			
(3) 不正の行為により利用したとき。			
(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年9月29日